

かご漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第12号に掲げる次のかご漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和5年12月22日

岩手県

1 かご漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類		漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
水産動物の種類								
かご漁業	たこ等	かご	第一種共同漁業権一共第1号、一共第2号、一共第3号、一共第4号及び一共第5号の免許区域内の海域	1月1日から12月31日まで	制限なし	20トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡のうち普代村又は九戸郡のうち洋野町若しくは野田村に漁業根拠地を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ているもの	定めなし
			第一種共同漁業権一共第6号の免許区域内の海域					
			第一種共同漁業権一共第7号の免許区域内の海域					
			第一種共同漁業権一共第8号の免許区域内の海域					

第一種共同漁業権一共第 9 号の免許区域内の海域

第一種共同漁業権一共第 10 号の免許区域内の海域

第一種共同漁業権一共第 11 号の免許区域内の海域

第一種共同漁業権一共第 12 号の免許区域内の海域

第一種共同漁業権一共第 13 号の免許区域内の海域

第一種共同漁業権一共第 14 号の免許区域内の海域

第一種共同漁業権一共第 15 号の免許区域内の海域

第一種共同漁業権一共第 16 号の免許区域内の海域

第一種共同漁業権一共第 17 号の免許区域内の海域

第一種共同漁業権一共第 18 号の免許区域内の海域			
第一種共同漁業権一共第 19 号の免許区域内の海域			
第一種共同漁業権一共第 20 号の免許区域内の海域			
第一種共同漁業権一共第 21 号の免許区域内の海域			
第一種共同漁業権一共第 22 号の免許区域内の海域			
第一種共同漁業権一共第 23 号の免許区域内の海域			
第一種共同漁業権一共第 101 号の免許区域内の海域			
第一種共同漁業権一共第 102 号の免許区域内の海域		岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市又は下閉伊郡（普代村を除く。）に漁業根拠地を有し、操業区域	定めなし
第一種共同漁業権一共第 103 号及び一共第 104 号の免許区域内の海域			

		第一種共同漁業権一共第 105 号の免許区域内の海域		に係る第一種共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ているもの	
		第一種共同漁業権一共第 106 号の免許区域内の海域			
		第一種共同漁業権一共第 107 号の免許区域内の海域			
		第一種共同漁業権一共第 109 号の免許区域内の海域			
		第一種共同漁業権一共第 111 号の免許区域内の海域			
		第一種共同漁業権一共第 111 号及び一共第 112 号の免許区域内の海域			
		第一種共同漁業権一共第 201 号、202 号及び 203 号の免許区域内の海域			
		第一種共同漁業権一共第 202 号、203 号及び 204 号の免許区域内の海域			
		第一種共同漁業権一共第 205 号の免許区域内の海域		岩手県内に住所を有する者のうち、釜石市又は上閉伊郡に漁業根拠地を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ているもの	定めなし

<p>第一種共同漁業権一共第 206 号の免許区域内の海域</p>				
<p>第一種共同漁業権一共第 301 号の免許区域内の海域</p>				
<p>第一種共同漁業権一共第 301 号及び一共第 302 号の免許区域内の海域</p>				
<p>第一種共同漁業権一共第 302 号及び一共第 303 号の免許区域内の海域</p>				
<p>第一種共同漁業権一共第 303 号の免許区域内の海域</p>				
<p>第一種共同漁業権一共第 304 号の免許区域内の海域</p>				
<p>第一種共同漁業権一共第 305 号及び一共第 306 号の免許区域内の海域</p>				
<p>第一種共同漁業権一共第 306 号の免許区域内の海域</p>			<p>岩手県内に住所を有する者のうち、大船渡市又は陸前高田市に漁業根拠地を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ているもの</p>	<p>定めなし</p>
<p>第一種共同漁業権一共第 307 号の免許区域内の海域</p>				

		第一種共同漁業権一共第 308 号の 免許区域内の海域				
		第一種共同漁業権一共第 309 号の 免許区域内の海域				
		第一種共同漁業権一共第 310 号の 免許区域内の海域				

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

通年

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和 6 年 3 月 1 日（令和 6 年 3 月 2 日以降の場合は許可の日）から、令和 9 年 2 月 28 日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) ・・・・と・・・を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（操業区域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域）以外の海域では操業してはならない。

(イ) 雌のけがに及び甲長 8 センチメートル以下の雄のけがにを採捕してはならない。

(ウ) 毎年 4 月 1 日から 11 月 30 日までの間、けがにを採捕してはならない。

(エ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長に提出するものとする。